

佐伯市ファーマーズスクール実施要領

第1 趣旨

農業経営基盤強化促進法（昭和55年5月法律第65号）第6条第1項に規定する農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に基づき、本市の推進する品目について、新規就農志向者及び参入企業の役員・正社員（以下「新規就農志向者等」という）が、栽培経営技術を就農コーチのもとで研修するファーマーズスクールを設置し、地域の担い手となる新規就農者並びに農業参入企業の確保・育成を図る。

第2 事業の内容

ファーマーズスクールは、次に掲げる内容を実施する。

(1) 対象作物

対象作物は、施設園芸（キク、スイートピー、ホオズキ、いちご、にら、温州みかん）、野菜（有機栽培）とする。

(2) 事業内容

本事業は、新規就農志向者等が就農コーチの圃場で行う「実習」、「模擬営農」及び別途指定する施設で行う「座学」で構成するものとする。

夫婦等が共同で当該施設で研修を受ける場合は1組とし、謝金は1名分とする。

(3) 研修期間

- ①新規就農志向者：概ね1年以上2年以内、年間概ね1,200時間以上
- ②参入企業の役員・正社員：概ね半年以上2年以内、月10日以上

第3 新規就農志向者等

(1) 要件

- ①新規就農志向者等とは、次世代を担う農業者となるため、独立・自営就農を目指す個人及び農業参入企業を指す。
- ②農業参入企業とは、以下のいずれかの条件を満たす法人とする。また、研修を受けられる者は、参入企業の役員または正社員とし、原則1法人あたり1名とする。
 - a. 本市と農業参入に係る協定を締結した法人
 - b. 県が農業への参入企業として認定した法人
 - c. 新規品目導入計画により、県が新たに参入を認定した既参入法人

(2) 農業参入企業の研修

- ①研修は、参入が決定した日以降に開始することができる。参入が決定した日とは上記 a～c の日を指す。
- ②研修は、法人が「営農開始」するまでに終了する（新規品目導入の場合は、当該品目を開始するまでに終了する）。ただし、本市が定める研修期間を満了するまでは継続することができる。
なお、農地及び機械・施設等、営農に必要な資産（賃借を含む）が整った日の翌日を「営農開始」とみなす。

第4 就農コーチ

就農コーチは、以下の要件を満たす者とする。

(1) 要件

県指導農業士、又は市長が指定した認定農業者、又は農業経営を営む区域の都道府県知事に研修先として適切であると認められた者とする。

(2) 責務

就農コーチの責務を以下のとおりとする。

- ① 研修生を労働者とみなすことなく、農業者育成のための研修として実施する。
- ② 高い技術と経験を生かし、新規就農志向者等が新たな担い手として成長できるよう栽培の技術指導、経営指導を行う。
- ③ 研修生が地域社会に適応できるよう助言、協力する。
- ④ 研修後の就農を見据え、佐伯地域就農サポート会議等と連携し、就農に必要な農地、施設、機械、住宅等の確保支援を行う。
- ⑤ 研修中及び就農後において、技術面や精神面の相談役となること。
- ⑥ 「佐伯市ファーマーズスクール研修中の取決書」に同意すること。

第5 研修

(1) 研修生

本研修生は、以下の要件を満たす者とする。

- ① 本市内への就農意欲の高い者で、就農に向けた相談や協議を行ったことがある者とし、研修期間中の通所や住居等について就農コーチに迷惑がかからないよう配慮できる者。
- ② 独立就農に強い意欲を示す者。
- ③ 就農時に一定以上の自己資金を有するか又は制度資金の融資が受けられる者。

- ④ 県外からの研修希望者については、通所可能な住居を確保している者またはその見込のある者。
- ⑤ 就農コーチが、研修生の親族（三親等以内の者をいう。）ではない者。
- ⑥ 「佐伯市ファーマーズスクール入講における誓約書」（様式第 1 号）、「佐伯市ファーマーズスクールの注意点」（様式第 2 号）、「佐伯市ファーマーズスクール研修中の取決書」に同意すること。

（2）募集及び決定

研修生の募集及び決定方法に関しては、別途定める。

第 6 研修期間中の事故等

研修期間中の就農コーチまたは研修生の事故・怪我等について、下記のとおり対応する。

- （1）就農コーチ、研修生は事故等あったときは、速やかに状況を連絡するとともに研修継続等について協議を行う。
- （2）研修生は、自らの責任において傷害保険等に加入する。

第 7 個人情報等の取扱い

関係機関、就農コーチは、本事業で知り得た個人情報を第三者に開示、提供してはならない。

附 則

この要領は、平成 27 年 3 月 11 日より施行する。

この要領は、平成 28 年 3 月 10 日より施行する。

この要領は、平成 28 年 10 月 1 日から施行し同年 4 月 1 日から適用する。

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。

この要領は、令和 4 年 3 月 22 日より施行する。